

1. 罷免の訴追を求める裁判官

東京地方裁判所裁判官	加藤謙一
同上	杉本宏之
同上	柴田啓介

以上

2. 訴追請求の事由

上記3名の裁判官は「平成16年（ワ）21628号 損害賠償請求事件」

（東京地裁民事第28部 原告：千葉英司・東村山署元副署長

被告：矢野穂積・東村山市議、朝木直子・東村山市議）の判決文（平成20年4月15日判決）において、著しく公正な判断に欠けると見做される判決を下した為。

これは国民全体に裁判官への不信を抱かせるとともに、裁判史上に残る汚点である。
よって上記3名の裁判官の罷免を請求する。

3. 判決の不当性の証明

この裁判は被告の一人朝木直子の母である故朝木明代元東村山市議の謀殺事件
（平成7年9月1日発生）に関わるものである。

この事件に関しては司法解剖鑑定書（平成11年4月28日公表）により、
故朝木氏の両腕上部裏に他人に強く掴まれた時に出来るアザがあることが証明されている。
以下に引用する。

①平成11年4月28日公開の司法解剖鑑定書より
第三章 説明

（5）右上腕部後面、肘頭部の上左方4 cmの部を中心に、2×2.5 cmの紫青色皮膚変色部。
左上腕部内側下1.3 cmの部に、上下に7 cm、幅3 cmの淡赤紫色及び淡赤褐色皮膚変色部。
加割すると皮下出血を認める。

（8）右上腕部内部、腋窩の高さの下方1.1 cm部を中心に、上下5 cm、幅9.5 cmの皮膚変色部を認める。
加割すると皮下出血を認める。

このため、この事件を巡る民事訴訟判決は全て、上記3名が下したものを特別例外として、
自殺の可能性を否定し、他殺と考えるに相当の理由がある、と判断している。

にもかかわらず、上記3名の裁判官は以下のような、どうみても正常な判断を逸脱し、
事件の真相を捻じ曲げていると見做されても致し方ない判決文を作成した。

尚、本件は、故朝木明代元東村山市議の遺族らが、死亡事故発生当初から、
その死因に創価学会関係者が関与したのではないかとする疑惑を抱いた事に端を欲している。

また、事件に関係のない第三者である当方も、
事件発生当時の状況は、創価学会関係者の関与を疑うに相当の状態であると考ええる。

通常、このような場合においては、社会通念上からも、
捜査する側には、創価学会関係者（信者）を含めない事が妥当と考えるが、
この事件を捜査した検事・信田昌男は創価学会員であり、
また信田にこの事件を担当させた上司・八王子支部長の吉村弘も熱心な創価学会員で、
吉村の義兄は創価学会副会長を務めるほど創価学会と深い関係にあった。

上記の事に鑑みても、この事件の捜査は、著しく社会通念から逸脱していると言わざるを得ないのであるが、上記3名の裁判官は、それらの事実関係を一切、無視した判決を下した。

よって、第三者の目にも、この裁判官らの下した判決が公正であるとは信じがたい。

強いて言えば、これら裁判官の下した判決には、創価学会に不利な裁定を下してはならないと言う意図があったのではないかと疑わざるを得ない。

以下具体的にその判決文を示す。

②問題の平成20年4月15日東京地裁の不当判決
(平成16年(ワ)21628号 損害賠償請求事件) (東京地裁 民事第28部)

原告：千葉英司(東村山署元副署長)
代理人弁護士：佐竹俊之

被告：矢野穂積、朝木直子
被告代理人弁護士：中田康
同：福間智人

「(司法解剖鑑定書によれば)・・・上腕を強くつかまれた際の圧迫によって生じたと推認することができ(略)転落の前に他人と揉みあった可能性も推認できるとの医師の意見書が作成されていること(ただし上記の皮下出血がいつ生じたかについてはこれを正確に認定するに足る証拠はなく、他人と揉みあうという状況以外に自分以外の者から腕を強くつかまれるという事態が一切生じなかったと認めるに足る証拠もなく、また、上記意見書は、皮下出血の位置が自分の手の届く範囲内にあることを前提として、それが生じた原因となる事態の可能性について言及していない)が認められる」

裁判長裁判官 加藤謙一
裁判官 杉本宏之
裁判官 柴田啓介

③同日下午されたもう一つの判決文

平成20年4月15日判決言渡
平成15年(ワ)第9982号 損害賠償等請求事件
平成15年(ロ)第21453号 損害賠償等請求反訴事件
口頭弁論終結日 平成19年12月18日
原告、被告、代理人弁護士とも②に同じ。
(但し矢野穂積氏は本訴被告であるとともに反訴原告)

判決文(15頁)

「本件全証拠によっても、本件転落死が殺人事件であると認めるに足りない。
従って本件記事1はその重要な部分において真実であることの証明がないことになる」

裁判長裁判官 加藤謙一
裁判官 杉本宏之
裁判官 柴田啓介

加藤謙一、杉本宏之、柴田啓介の3人の裁判官が下した判決②と③は、司法解剖鑑定書も過去の判決も無視した不公正とも言える判決文を作成しているので、以下具体的にその非常識性を立証する。

②の判決文には故朝木氏が殺されたと推定出来ない根拠として3点を挙げている。
これに対して一つ一つ反論を加える。

判決文：「ただし上記の皮下出血がいつ生じたかについてはこれを正確に認定するに足りる証拠はなく」

反論：そもそも朝木明代氏は一人暮らしではない。
毎日顔を合わせる家族もいれば同僚議員もいる現役の市議員であった。

両腕の裏にアザが出来るほど強く掴まれた場合、
男女にかかわらず悲鳴を上げるほど痛みを伴う傷害事件なのだから、
当然その事実を娘の朝木直子氏や同僚議員の矢野穂積氏等に伝えるはずであり、
傷害事件として警察に通報するのが常識である。

一日も二日も故朝木氏がその被害を隠す理由はどこにもない。
従って両腕のアザは謀殺事件当日に事件に直接関連して付いたと考えるのが当然である。

判決文：「他人と揉みあうという状況以外に自分以外の者から
腕を強くつかまれるという事態が一切生じなかったと認めるに足りる証拠もなく」

反論：この文章も論理破綻以外の何物でもない。
訴追委員会を構成する国会議員の皆様は賢明な方々ばかりだろうから、
どうか私の疑問に答えてもらいたい。

誰かに両腕の裏にアザが出来るほどの暴力を受けた場合、
それは「他人と揉み合った証拠」であり、
他人と揉み合わずに自分の両腕の裏にアザが出来る具体的なケースがもしあるとすれば、
どういう場合がそれに相当するのか教えて頂きたい。

この判決文は「殺人説を否定するためにする」、
いわゆる「ためにする言説」であり、
真実を追究すべきまともな裁判官が書いた文章とは到底思えない。

判決文：「また、上記意見書は、皮下出血の位置が自分の手の届く範囲内にあることを前提として、
それが生じた原因となる事態の可能性について言及していない」

反論：この文章も日本語の文法を逸脱した全く非論理的文章であり、
このような文章しか書けないという事実だけで裁判官の資質を問われるものである。

私はこの文章を繰り返し読んだが、考えられるのは「朝木明代氏が自分で
両手の腕をアザが出来るほど強くつかんで、そして自分で飛び降りた」と
仮定する内容であるとしか解説しようがない。
それ以外の解釈方法があるならどうか提示してもらいたい。

これもまた、裁判官には故朝木氏が自殺したと主張せざるを得ない事情が先にあり、
それを無理やり証明しようとして、
このような非論理的文章を書くに至ったのではないかとの疑念を抱かざるを得ない。

さらに、この判決文が物理的に非論理であることは容易に実証できる。

訴追委員の皆様、どうぞ自分の両手で両腕を掴んでください。
必ず両腕の裏側に親指が当たり、人差し指、中指、薬指、小指の4本は両腕の外側に当たる筈である。

ところが①の司法解剖鑑定書によれば、4本の指先は両腕の裏側にあったと記述されている。
従ってこの判決文は完全に論理が破綻している。

4. 3名の裁判官の悪質性

平成20年4月15日に加藤謙一、杉本宏之、柴田啓介の3名の裁判官が下した②と③の判決文は、創価学会＝公明党に不利益な裁定を下してはならないと言う意図があったとの疑念を抱かせるに十分な判決内容である。

多くの国民は、事件発生当初の事件の背景や状況に鑑みても、この裁判官らが、わざと真実から目をそらし、創価学会の有利となるような判決を下したと考えるであろう。

ともすれば、これら3名の者は、裁判官と言う重要な職務にありながら、特定の団体の圧力に屈したのではないかと、何らかの利益供与に預かっているのではないかと、あらぬ誤解を招きかねず、その職責を全うしているとは言い難い。

国民の1人として、これら3名を放置する事は、司法制度の信用性を著しく毀損する事になるとの危機感を抱かざるを得ない。

以上のような理由から、これら3名の裁判官の罷免を要求する。

然しながら、万一にも、正義と公平を信念とすべき裁判官が、創価学会を利すると言う意図もなく、自主的にこの判決文を書いたのだとすれば、その裁判官には、客観的に事実を精査する能力や、公正に任務を遂行しようと言う意識と職務に対する責任感が、欠如しているとしか言いようがなく、これもまた問題である。

当方は一国民として、裁判官と言う職務に就く者は、他人の人生を左右する立場である事に対する自覚を持ち、常に公平且つ客観的に物事を判断する資質が必要とされるはずであり、資質のない欠陥者が職務に携わる事は、やはり、司法制度の信用性を著しく毀損する事になると危惧する次第である。

よって、創価学会に対する何らの意図がなかった場合でも、加藤謙一、杉本宏之、柴田啓介3名の罷免を要求する。

裁判官訴追委員会におかれては、厳正な診査の上、3名の裁判官に対して国民全員が納得する処罰を与えられるよう要望する。

5. 訴追にあたっての要望

公明党議員を訴追委員会に含めないこと。
いうまでもなく、公明党の支持母体である創価学会とは直接的利害関係にある為、その発言が、創価学会を擁護、代弁する行為となる事が考えられ、公正な審議の妨げとなる懸念を払拭できません。
よって、公明党議員は訴追委員会の構成員としては不適格であると考えます。

以上

訴追委員会の皆様には、何卒、正義に基き、公正な審議をお願い申し上げます。